

IASB スタッフが新たなリース基準の起草に着手

重要ポイント

- ▶ IASB は、新たなリース基準の草案の作成を開始するように、スタッフに指示した。
- ▶ IASB は、新たなリース基準の適用初年度において、借手に追加の開示を求めることも決定した。
- ▶ リースの会計処理に関する新たな基準は、2015 年後半に公表される予定である。

IASB は、新たなリース基準の草案の作成を開始するようにスタッフに指示した。

概要

国際会計基準審議会（IASB）は 2015 年 3 月の会議で、借手が大半のリースをオンバランス化するという 2013 年の公開草案¹の再審議を完了した。

IASB は、新たなリース基準を公表するために必要なデュープロセス手続が完了していることを確認し、新たなリース基準の最終化のための投票に向けた準備を進めるよう、スタッフに指示した。また、新たな基準の草案を再公開する必要はないことも確認した。

IASB は、新たな基準の適用による財務諸表への影響について、借手に追加の開示を求めることを決定した。これらの決定は、従来までと同様に暫定的なものであるが、IASB は、同基準において当該決定を明確にすると考えられる。

新たな基準の発効日については、今後、審議される。IASB 及び米国財務会計基準審議会（FASB）（以下、両審議会）は、プロジェクトのほとんどの部分について共同で審議を行ってきた。FASB は 2015 年 2 月、新たな基準の草案の作成を開始するようにスタッフに指示している。両審議会は 2015 年後半に、それぞれ別個に新たなリース基準を公表する予定である。

¹ IASB のウェブサイトに掲載されている公開草案「リース」を参照されたい。



デュープロセスの確認

IASB は、新たなリース基準の草案の作成に必要なすべてのデュープロセス手続²が完了していることを確認した。

リース・プロジェクトは、2006 年に両審議会のアジェンダに追加された FASB との共同プロジェクトである。2009 年に共同でディスカッション・ペーパー³を公表し、コメントを募集した後、2010 年に共同で公開草案 (ED)⁴ を公表した。ED の再審議を経て、両審議会は、2013 年に再公開草案⁵ (2013 年 ED) を公表し、2014 年から 2015 年にかけて審議を行ってきた。

必須のデュープロセス手続は以下の通りであり、当該リース・プロジェクトに関しては既に完了している。

- ▶ 1 回以上の公開会議における提案内容の討議
- ▶ 新たな基準の草案に関するパブリック・コメントの募集 (コメント募集期間は最低 120 日間)
- ▶ 提案に対して寄せられたコメント・レターの適時な検討
- ▶ 提案を再度公表すべきかの検討
- ▶ 主要なプロジェクトの諮問会議への報告

以下の任意のデュープロセス手続についても、既に完了している。

- ▶ 公開草案の策定前における討議資料の公表 (ディスカッション・ペーパーなど)
- ▶ アドバイザリーグループやその他専門家諮問グループとの協議
- ▶ 公聴会の実施 (ラウンドテーブルを含む)
- ▶ フィールドワークの実施

IASB は、再度、公開草案を公表する必要はないと判断した。上記の手続において、2013 年 ED に対するコメント提出の機会が提供されなかったものの、2013 年 ED から重要な変更は行われていないため、IASB は、仮に再度公開草案を公表したとしても、新たな懸念や情報が浮上する可能性は低いと考えている。

² IASB のウェブサイトの [デュー・プロセス・ハンドブック](#) に掲載されている。

³ ディスカッション・ペーパー「リース」：2009 年 3 月の予備的見解

⁴ 公開草案「リース」2010 年 8 月

⁵ 公開草案「リース」2013 年 5 月

弊社のコメント

リース・プロジェクトには多くのパブリック・コメントが寄せられ、長期にわたり審議が行われてきたが、いよいよその完了も間近となった。IASB は、借手が大半のリースをオンバランス化するという目的を維持しつつ、2013 年 ED からいくつかの簡素化を試みている。それでもなお、新たなリース基準により、多くのリースに関して、実務が著しく変わるであろうと考える（たとえば、現行の借手のオペレーティング・リースなどがその例である）。

借手の経過措置に関する開示

IASB は 2015 年 2 月の会議で、新たなリース基準の開示規定を審議した。⁶ しかし、同基準の適用初年度の報告期間における、新たな基準の適用に伴う影響に関する借手の開示案について、一部の IASB メンバーが懸念を表明したため、IASB は、代替案を検討するようにスタッフに指示した。

IASB は 2015 年 3 月の会議で、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 28 項(f)で規定されている、IFRS の適用開始に伴う修正に関する開示に代え、以下の事項の開示を求めることを決定した。

- ▶ 適用開始日における加重平均追加借入利率
- ▶ 以下の差異に関する説明
 - ▶ IAS 第 17 号「リース」に従って報告されるオペレーティング・リースに関するコミットメントの、適用開始日直前の年次の報告期間の末日における割引額
 - ▶ 適用開始日に累積的なキャッチアップ調整を行うことで貸借対照表に計上されるリース負債の金額

次のステップ

IASB スタッフは、投票に向けて新たなリース基準の草案の作成を開始する。発効日は、今後の会議で審議される。同時に、IASB は、草案作成過程で浮上する論点について整理を行い、2015 年末までに新たなリース基準を公表する予定である。

⁶ 弊社の IFRS Developments 第 101 号「IASB がリースに関する再審議を実質的に完了」を参照されたい。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーサービスを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

EYのIFRS（国際財務報告基準）

グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供できるよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2015 Ernst & Young ShinNihon LLC

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no.AU3018の翻訳版です。